

## 道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う特定商取引に関する法律施行令の一部改正について

令和 2 年 1 月 24 日  
消費者庁取引対策課

### (1) 現行規定の内容

特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号。以下「特商法」という。）第 26 条第 1 項第 8 号ニの規定により、他の法律の規定によって訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売における商品若しくは特定権利の売買契約又は役務提供契約について、その勧誘若しくは広告の相手方、その申込みをした者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益を保護することができる認められる販売又は役務の提供として政令で定めるものについては、特商法の適用を除外しているところ、特定商取引に関する法律施行令（昭和 51 年政令第 295 号。以下「特商法施行令」という。）第 5 条の規定により、当該販売又は役務の提供は、「別表第二に掲げる販売又は役務の提供」としており、特商法施行令別表第 2 第 16 号において、「道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十八条第四項に規定する自動車分解整備事業者が行う自動車の点検及び整備」を規定している。

### (2) 改正の内容

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第 14 号）（以下「改正法」という。）第 2 条の規定により、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 78 条第 4 項に規定する「自動車分解整備事業者」が「自動車特定整備事業者」に改められることから、特商法施行令別表第 2 第 16 号の規定について、改正法による改正後の用語を引用するように改正するものである。

この点、同号に規定する「自動車の点検及び整備」は、保安基準（道路運送車両法第 40 条から第 42 条まで、第 44 条及び第 45 条の規定による保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準）に適合するよう行われる自動車の点検及び整備の義務を定める同法第 47 条の規定を踏まえて規定されていることから、そのような「整備」の一部である同法第 49 条第 2 項に規定する「分解整備」も同号に規定する「自動車の点検及び整備」に含まれる。当該分解整備については、改正法第 2 条の規定により、当該分解整備の対象装置に、改正法による第 2 条の規定による改正後の道路運送車両法（以下「新法」という。）第 41 条第 2 項に規定する自動運行装置が追加されるとともに、その対象行為の範囲が、対象装置の取り外しを伴わない、当該装置の作動に影響を及ぼすおそれがある整備又は改造にまで拡大され

ることとなり、名称が「特定整備」に改められることとなる（新法第49条第2項）。しかしながら、新法第49条第2項に規定する「特定整備」も、保安基準に適合するよう行われる「整備」の一部であることから（新法第47条）、引き続き、同号に規定する「自動車の点検及び整備」に含まれる。

そして、新法第78条第4項に規定する自動車特定整備事業者に対しては、新法第92条に規定する業務改善命令及び新法第93条に規定する事業の停止等が手当てされており、消費者利益の保護が適切に図られていることから、当該自動車特定整備事業者が行う自動車の点検及び整備は、特商法第26条第1項第8号ニに規定する「他の法律の規定によつて」「役務の提供を受ける者の利益を保護することができる」と認められる」「役務の提供」に該当し、引き続き特商法の適用除外とするものである。

### （3）上記改正についての消費者庁の見解

本改正は上記のとおり、特商法施行令別表第2第16号に規定する「自動車の点検及び整備」の大枠を維持したまま、対象装置の追加等が行われたにすぎず、新法第78条第4項に規定する自動車特定整備事業者に対しても、従前同様、新法第92条に規定する業務改善命令等が手当てされており、消費者利益の保護が適切に図られていることから、形式的な改正にとどまるものとする。

したがって、従前同様、特商法第64条第1項に規定する消費者委員会への諮問を省略させていただきたい。